

火災共済金	442,092,631円
自動車損害共済金	6,983,999円
繰上収入	47,904,000円
雑収入	26,803,615円
責任準備金戻入	24,823,650円
計	548,607,895円
(2) 支出	
火災共済金	80,728,402円
自動車損害共済金	76,732,063円
返戻金	3,996,339円
火災共済金	3,261,927円
自動車損害共済金	3,194,928円
各種防災施設助成金	66,999円
災害見舞金	41,300円
経費	37,262,648円
支払利息	47,763,694円
減価償却費	563,786円
建設費	44,640,379円
構築物	14,884,764円
構築物	26,940,948円
器具什器	99,087円
備品	2,675,528円
器具什器	40,052円

責任準備金繰上	23,777,370円
(未経過分担金)	
計	238,039,506円
差引剰余金	310,568,389円
3 準備積立金	
前年度繰越高	2,305,994,284円
本年度繰入高	310,568,389円
計(本年度未現在高)	2,616,562,673円
ほかに責任準備金(未経過分担金)	23,777,370円
合 計	2,640,340,043円

昭和46年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

(昭和47年3月31日現在)

貸借対照表		円
借方(資産の部)		
流動資産	429,390,732	
現金	57,530	
振替預金	940,685	
電信託預金	21,159,227	
固定資産	406,480,000	
土地	753,290	
建物	170,509,746	
	49,139,200	
	116,998,800	

什器備品計	4,371,746
貸方(負債の部)	599,900,478
準備積立金	337,629,766
退職給与積立金	25,164,200
電話公債購入金	753,290
土地購入金	49,139,200
土地建設費金	116,998,800
器具備品購入金	4,371,746
減価償却等積立金	29,081,000
預り敷金	11,460,000
貸計剰余金	25,302,476
合計	599,900,478

鳥取県告示第四百七十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一、字奥山次一西平

一一四六(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十九号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十八年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東 加入区

- 浦 富
- 田 後
- 網 代
- 福 部
- 賀 露
- 酒 津
- 浜 村
- 夏 泊
- 青 谷

泊	〃
赤	〃
淀	〃
上	〃
境	〃
港	〃

鳥取県告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業第八・四・一号福市公園
- 三 事業施行期間
昭和四十八年七月十三日から昭和四十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
米子市福市地内

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和四十八年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年七月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十八年七月十七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 昭和四十八年度白ばら研修会の開催について

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】